

**「信用取引に係る委託保証金代用有価証券の掛目の変更等に関する一斉点検」
の結果について**

平成 18 年 12 月 13 日
日 本 証 券 業 協 会

点検実施期間:平成 18 年 10 月 24 日 ~ 11 月 2 日
対象会員数:307 社(平成 18 年 10 月 24 日現在の会員証券会社全社)
回答率:100%

会員各社の状況について

1. 信用取引の取扱いの有無

会員のうち、信用取引(制度信用又は一般信用若しくは両方)を取り扱っている社は201社。

**2. 信用取引の担保として委託保証金代用有価証券(以下、「代用有価証券」という。)の差入れを受けて
いるかどうかの有無**

信用取引を取り扱っている会員のうち、代用有価証券の差入れを受けている社は200社。

**3. 自社の独自の判断により掛目の変更等(代用有価証券からの除外を含む。以下同じ。)を行っている
かどうかの有無**

代用有価証券の差入れを受けている会員のうち、独自の判断で掛目の変更等を行うことができるようにして
いる社は135社。

4. 掛目の変更等に伴う社内規則(規定)制定の有無

掛目の変更等を行うことができるとしている会員のうち、社内規則を制定している社は129社。社内規則を制定
していない社は6社。制定していない社の理由は以下のとおり。

- ・信用取引に関する説明書で代替しているため
- ・社内通達により対応しているため
- ・当社は取引参加者ではなく、基本的には母店の証券会社の規制に従っているため

5. 社内規則(規定)の本協会への提出状況(本年5月、制定した社内規則を提出するよう依頼している)

社内規則を制定しているほとんどの会員が既に本協会に社内規則を提出していた。また、今回の一斉点検とあ
わせて提出を行った会員もあった。

社内規則の内容について

1. 会員が掛目の変更等を行う主な事象

- ・発行会社の株価が一定価格を下回った場合
- ・発行会社が債務超過となった場合
- ・母店の判断により掛目の変更等が行われた場合
- ・発行会社に、「明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象」等が発生し、今後、株価が継続かつ大幅に下落することが予想され、当該銘柄の時価が本来の株価水準を反映していないことから、委託保証金としての適切な評価を行うことができないため、緊急的に掛目の変更等を行う場合

また、「明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象」として会員が規定している主なものは、以下のとおりであった。

- ・重大な粉飾決算の疑いが発覚し、直近の株価の水準が粉飾されたとされる決算内容に基づき形成されていたと判断される場合
- ・業務上の取引等で、経営に重大な影響を与える巨額な損失が発生した場合
- ・突発的な事故等により、長期に渡り全ての業務が停止される場合
- ・行政庁による法令等に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発等により全ての業務が停止される場合
- ・その他、上場廃止につながる可能性が非常に高い事象が発生した場合

2. 変更後の掛目の適用までの期間

- ・掛目の変更等を行うことができるとしている会員のうち、約 70% (92 社) の会員が、掛目の変更等を行うまで「5 営業日以上」の周知期間を設けている。
- ・一方で、具体的な日数を規定していない会員、通知から適用までの期間が短期間（翌営業日以降など）という会員も見受けられた。

3. 緊急時における変更後の掛目の適用までの期間

「緊急時」とは、明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等が発生し、今後、株価が継続かつ大幅に下落することが予想され、当該銘柄の時価が本来の株価水準を反映していないことから委託保証金としての適切な評価を行うことができないため緊急的に掛目の変更等を行う場合のことをいう。

- ・掛目の変更等を行うことができるとしている会員のうち、ほとんどの会員が掛目の変更等を行う適用日を通知日の翌営業日以降としている。
- ・一方で、具体的な日数を規定していない会員もあった。

4. 信用取引を初めて行う顧客に対する掛目の変更等を行うことがある旨(その事象及び変更後の掛目適用までの期間等)の事前説明の方法(複数回答あり)

(1) 口頭による説明	86 社
(2) 信用取引説明書の交付による説明	127 社
(3) (2)以外の書面の交付による説明	12 社
(4) その他	14 社
(その他の方法)	
・上記(1)～(3)と併せて、店頭に掲示する書面、ホームページの画面を用いて説明している。	

5. 掛目の変更等を行うことがある旨(その事象及び変更後の掛目適用までの期間等)の周知方法(複数回答あり)

(1) 店頭における掲示	43 社
(2) 自社のホームページにおける表示	53 社
(3) 書面の交付	100 社
(4) その他	29 社
(その他の方法)	
信用取引に関する説明書に記載している。	

6. 掛目の変更等を行うことを決定した場合における顧客への通知方法(複数回答あり)

(1) 訪問による通知	78 社
(2) 電話連絡による通知	111 社
(3) FAXによる通知	29 社
(4) e-mailによる通知	25 社
(5) 書面による通知	80 社
(6) その他	47 社
(その他の方法)	
・多くの会員において、個別の通知と併せて自社のホームページへの掲載や顧客ログイン後の画面により通知を行っている。	
・具体的な通知方法を決めていないという会員もあった。	

実際に掛目を変更した時の対応について

1. 「信用取引に係る委託保証金代用有価証券の掛目の変更等の取扱いについて」(理事会決議)の施行日(平成18年5月18日)以降に行った掛目の変更等の実施状況

独自の判断により掛目の変更等を実施した会員は、135社中11社。

2. 掛目の変更等が行われた主な事象

1. 担保掛目を引き下げた事象

- ・株価が一定価格を下回ったため。(金額は各社によって異なっている。)
- ・発行会社が債務超過となったため。
- ・証券取引所の監理ポスト銘柄となったため。
- ・出来高の少ない銘柄、日々公表銘柄・規制銘柄に該当したため。
- ・新興市場銘柄のうち当社が認めたもの。
- ・当社独自の判断による。

2. 担保掛目を元に戻した事象

- ・監査報告書において継続企業の前提に関する疑義の注釈が削除されたため。

社内検査の実施状況等について

1. 社内規則の履行状況に係る社内検査の実施状況(複数回答あり)

(1) 社内検査を実施	16 社
(2) 社内検査を実施予定	38 社
(3) その他	76 社

(その他)

- ・掛目の変更等の事象が発生していないので、社内検査は行っていない。
- ・掛目の変更等を行った場合に直ちに検査を行う。
- ・日々システム管理を行っている。

2. 点検結果を踏まえた対応

今回の点検結果を踏まえた問題認識と具体的改善策に関する主な内容

- ・今後、実際に掛目変更を実施する際には、現状定める期間で顧客への周知期間が十分であるか検討する必要がある。
- ・顧客への通知の徹底について、特に緊急時における掛目の変更等を実施する場合、顧客への通知等を考え、翌営業日以降すぐの実施は難しいので、3営業日後とする。
- ・現場の担当者の中に掛目の変更等を行う事象について、よく理解していない者がいたので、営業責任者・内部管理責任者を中心に勉強会等をしていきたい。
- ・掛目変更等を実施した場合、顧客に対して変更内容の連絡に顧客間で時間的に格差が生じる。このことにより、クレームが発生する可能性がある。

- ・今後「緊急時」における掛目変更の実施にあたっては、規定に則った運用はもちろんのこと、その時々状況を考慮し、顧客への通知方法については柔軟に対応する必要があるものとする。
- ・実際に掛目の変更等を実施したことがないが、実施する際は発動のタイミングをいつにするかが課題となると思われる。
- ・掛目の変更は、投資者保護の観点からリスクに見合った合理的かつ適切な範囲で行わなければならないので、安易な変更は慎まなければならない。
- ・実際に掛目の変更等を実施した際に速やかに顧客へ通知が行われるよう、関連部署や営業員へ再通知するとともに、検査項目に追加し社内検査時に社内規則の履行状況の確認を行うこととする。

銘柄毎の担保掛目の設定について(各社の任意による回答)

1. 代用有価証券の差入れを受ける際に、あらかじめ差し入れを受ける有価証券について、銘柄毎に担保掛目を設定している会員は、197社中69社。
2. 「銘柄毎に担保掛目を設定している」場合における具体的な内容

「銘柄毎に担保掛目を設定している」と回答した会員の多くは、いわゆる新興市場銘柄において、証券取引所一部・二部上場銘柄と比べ、担保掛目を低く設定しているか又は代用有価証券として不適格としていることが認められた。

代用有価証券の銘柄分散について(各社の任意による回答)

1. 代用有価証券の差入れを受ける際に、代用有価証券が特定の銘柄に偏らないようにするため、代用有価証券の銘柄分散を行っている会員は196社中58社。
2. 「銘柄分散を行っている」場合における具体的な内容

- ・代用有価証券の受入れ時点において、全ての顧客に対し、銘柄分散を要請している。
- ・単一銘柄での差し入れは原則として受け入れないことにしている。
- ・一銘柄あたりの受入保証金の限度(金額や割合)を設定している。
- ・いわゆる新興市場銘柄については、信用保証金総額に占める比率が50%以上となる場合、原則受入れ不可としている。

その他(各社の任意による回答)

その他代用有価証券の差入れを受ける際に、顧客に対し何らかの措置を要請している場合における具体的な内容

- ・委託保証金代用有価証券と同一銘柄の建玉(いわゆる二階建て)は、原則禁止としている。
- ・いわゆる新興市場銘柄以外の銘柄で占める比率を必要保証金総額の一定割合以上としている。
- ・一定価格以下の代用有価証券について、大量の差入は自粛するよう要請している。

以 上

- 本点検結果に関するお問い合わせ先
エクイティ市場部(:03-3667-8647)